

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
地域リハビリテーション支援センター
高次脳機能障害支援養成研修受講規約

(趣旨)

第1条 この受講規約（以下「本規約」という。）は、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「当事業団」という。）地域リハビリテーション支援センター（以下「当支援センター」という。）が実施する「神奈川県高次脳機能障害支援養成研修」（以下「本研修会」という。）を受講するにあたっての受講者と当支援センターとの契約条件を規定するものです。

(承諾)

第2条 本研修会の受講を希望する者は、（以下「申し込み者」という。）本規約の内容を承諾したのみなします。

(申込)

第3条 本研修会の申し込み者は、当支援センターの定める手続きに従って、受講の申し込みを行います。

2 受講決定者（以下「受講者」）は、前項の申し込み手続きにおいて、当支援センターに提供した情報に変更が生じた場合には、直ちに当支援センターに対して通知しなければなりません。

(受講の決定・変更)

第4条 本研修会は、本規約、本研修の実施要領等の基準に基づき、神奈川県が申込者の受講の可否を決定します。

2 受講者の変更は、原則認めません。

(受講料等)

第5条 本研修会の受講料は無料です。ただし、オンライン受講に係る通信費及び研修会場までの交通費は事業所又は受講者のご負担となります。

(個人情報の利用と管理)

第6条 当支援センターは、申し込み者の個人情報を以下の利用目的の範囲でのみ利用し、利用目的以外で利用することはありません。

- (1) 本研修を受講する際の本人確認のため
- (2) 本研修に関する事務手続き、連絡・情報提供等のため
- (3) アンケートその他の方法により、本研修事業推進に資する情報を収集するため

2 前項条件以外の使用については神奈川県と協議し決定します。

3 当支援センターは、収集した個人情報は、「個人情報保護法」、「神奈川県個人情報保護に関する施行条例」、当事業団の「特定個人情報取扱規程」の他、関係法規に基づき適切に取り扱います。

(講義内容に関する権利)

第7条 受講者は、受講者の発言等が教材の一部として使用されること、および、当該発言または映像に対する一切の権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)が当支援センターに帰属することを承諾したとみなします。この場合において、当支援センターは、受講者に対して報酬その他の金銭的義務を負いません。

2 受講者及び第三者による、本研修会の講義、講演等に含まれる情報、著作権、商標権その他の一切の権利について、侵害する行為を禁止します。

(禁止行為及び受講者の義務等)

第8条 受講者及び第三者による、当支援センターまたは講師や演者の許可なく研修内容等を、録音、録画等、保存することを禁止します。

2 受講者及び第三者による、本研修の受講権利または受講契約上の地位を第三者に譲渡・転貸・売買・質入れ・相続・その他の方法により処分する行為を禁止します。

3 受講者及び第三者による、受講者自らまたは受講者以外の第三者をして、如何なる方法によっても、本研修に関し、複製、複製、配信(ネットワークに接続されたサーバーへのアップロードを含む)、編集、翻訳、改変、第三者への開示等を禁止します。

4 受講者及び第三者による、講師、他の受講者、その他の関係者に対する名誉棄損、誹謗中傷、ハラスメント、脅迫、いやがらせ、プライバシー侵害、差別行為、その他精神的・経済的損害を与える行為を禁止します。

5 受講者及び第三者による、研修受講に際して、他の受講者から取得した個人情報について、如何なる第三者にも開示または漏洩を禁止します。当支援センターは、受講者による他の受講者の個人情報の取り扱いについて責任を負いません。

(受講資格の停止・取消)

第9条 受講者が以下の項目に該当する場合、当支援センターは、神奈川県と協議し、当該受講者の受講資格を停止し、もしくは取り消すことができます。

(1) 受講申し込みにおいて、虚偽の申請を行ったことが判明した場合

(2) 決定した受講者以外の者が受講した場合

(3) 営利を目的とした行為を行った場合

(4) 受講者が研修の進行の妨げになる行為を行った場合

(5) 受講者が、暴力団員、暴力団準構成員、これらと密接な関係を有する場合、その他反社会的勢力に該当する場合

(6) その他、本規約に違反した場合

(申込の撤回・欠席)

第10条 受講者は、研修の申し込みの撤回をすることができます。

申し込みの撤回、その他の理由による不参加のために発生した費用について当支援センターは責任を負いません。

(本研修会の中止・中断及び変更)

第 11 条 当支援センターは、以下の項目に該当する場合、神奈川県と協議し研修の運営を中止、中断、変更することができます。

- (1) 講師の都合、会場および設備等の不具合等により開催が困難な場合
- (2) 気象警報の発令、地震の発生等により受講者の安全確保が危ぶまれる場合
- (3) その他やむを得ない場合

(オンライン研修の受講ルールと禁止事項)

第 12 条 受講スケジュールの管理は受講者が行い、未手続や受講忘れがあった場合でも受講期間の延長や振替対応は行いません。

- 2 受講者は、受講時に本名を使用し顔出しをすることを原則とします。
- 3 できるだけ PC を使用し、ウェブカメラを起動してください。必要に応じ本人確認を行います。
- 4 確認テストは、顔認証を原則として本人確認を行います。
- 5 受講者は、オンライン講座の URL、ID、パスワード等を第三者と共有又は開示を禁止します。
- 6 受講者以外の第三者を同席させることを禁止します。
- 7 オンライン研修に関するネットワークまたはシステムに対し、不正アクセスを試みる行為、過度な負荷をかける行為を禁止します。
- 8 複数デバイスからの同時ログイン、ビデオ視聴時間の短縮行為（倍速再生等）を禁止します。
- 9 やむを得ない理由により研修を継続できない場合や欠席・遅刻が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡するものとし、その対応は神奈川県と協議し決定します。

(研修修了証)

第 13 条 本研修を受講した場合、神奈川県高次脳機能障害支援養成研修実施要領に基づき研修修了証を発行します。

- 2 研修修了証の再発行は原則として行いません。やむを得ない理由で再発行を希望される場合は、所定の手続きが必要です。

(当支援センターの責務)

第 14 条 当支援センターは、故意または重過失に基づく場合を除き、本研修会または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能の有無を問わない）、間接損害および逸失利益については何ら賠償責任を負わないものとします。また、当支援センターが責任を負う場合であっても、故意または重過失がない限り、当支援センターの責任は直接かつ通常の損害に限られるものとします。

- 2 当支援センターは、以下の各号に該当する理由が生じた場合、その責任を負わないものとします。
 - (1) 通常講じるべきコンピューターウイルス対策では防止できないウイルス被害により

本研修に関するデータが変更、消去される等の損害が受講者に生じた場合

- (2) 受講者が登録申請した事項もしくは受講者が自ら登録した事項の誤りがあること、または受講者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、受講者に損害が生じた場合
- (3) 受講者が当支援センターの指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピューター機器の障害等により受講者が本研修を受講できない場合
- (4) その他、当支援センターが通常講ずるべき対策では防止できない障害の発生により、受講者に損害が生じた場合

3 理由の如何を問わず、受講者が、当支援センターに物を放置し、本研修会終了後1か月以内に返還を請求しなかった場合、当支援センターは受講者が当該物に対する所有権を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物に関して責任を負いません。

(損害賠償)

第15条 受講者が本研修会に起因または関連して、当支援センターに対して損害を与えた場合、受講者は損害を賠償しなければなりません。

2 本研修会に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間でトラブルが生じた結果、当支援センターに損害が生じた場合、受講者は損害を賠償しなければなりません。

(本規約の変更)

第16条 当支援センターは、受講者の承諾なく、神奈川県と協議し本規約を変更することができるものとします。

2 当支援センターが、本規約の変更をホームページ上に提示したとき、または受講者に通知したあと、受講者が本研修に出席した場合には、受講者は当該内容に同意したものとみなし、受講者に適応されるものとします。

(定めのない事項の取り扱い)

第17条 本規定に定めのない事項もしくは本規約によりがたい事項については、当支援センターが神奈川県と協議しその都度定めます。

(附則)

本規約は、令和7年7月1日より施行する。

令和8年4月

第12条8項及び9項を追加